大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第83号)

令和5年1月26日

大津市情報公開‧個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和4年3月24日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

「資料2 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇) 教育委員会〇〇月定例会の議事録 (抄) の原本 (白 抜き、黒塗りをしていないもの) 資料3 〇〇.〇〇.〇〇 $10:00\sim10:50$ の 原本 (黒塗りをしていないもの)」

2 実施機関の決定

令和4年4月8日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報(以下「本件保有個人情報」 という。)は、存在しないとして条例第22条第2項の規定に基づき、保有個人情報不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審查請求

令和4年5月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に 基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件保有個人情報の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 保有個人情報不開示決定通知書によると、資料 2 ○○年○○月○○日(○○)教育委員会 ○○月定例会の議事録(抄)の原本(以下「資料 2 原本」という。)は、一旦資料として取得し たものの、保存期間が経過したため廃棄しており、存在しないとのことである。資料 2 について は、令和 3 年 1 0 月 1 5 日付けの教育長からの弁明書によると、「大津市公正職務審査委員会(以 下「審査委員会」という。)に提出した文書自体が、元々空白のものであり、開示することが不 可能である。」とされている。

当方が求めている書類は、「白抜き」や「黒塗り」がなされていない文書であり、当然に(発番号)○○第○○号、(施行)○○年○○月○○日の文書においては原本が添付されているはずである。そして、当該文書についての審査請求(別途審査請求)をしている期間中に、当該文書を廃棄することなどできるはずがないと思っている。

2 資料3 ○○.○○.○○ 10:00~10:50の原本(以下「資料3原本」という。) については、「当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しないため。」とのことである が、資料3原本は、○○年○○月○○日の10時から10時50分の時間帯で、当方が当時の大 津市教育委員会事務局の政策監に相談したときの内容である。

もちろん、その場には当方と政策監の2人しか入っていない。

そして、この相談内容は、○○であると感じたことから、教育委員会のコンプライアンス推進員である政策監に報告・相談しようとしたものである。

よって、資料3原本は、当方が作成した記録ではないため、当時の教育委員会事務局の政策監が作成したものであることは間違いない。

3 審査請求する文書は、事実と合致していない部分が沢山存在しており、いわゆる作成者の主 観的な考えで創作された文書である。

あわせて、作成者にとって都合の悪い部分については、「白抜き」や「黒塗り」をして、審査 委員会に提出されている。

審査委員会に証拠書類として提出されている以上、「作成者が勝手に白抜きや黒塗りをされており、原本がない。」などの言い訳は認められるはずがない。

- 4 本件保有個人情報は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで実施機関職員が施行した文書の添付書類であり、〇〇年〇〇月〇〇日付け、審査委員会の委員長から大津市長(教育委員会扱い)あてに通知された公益目的通報による不利益扱いの該当性に係る調査の回答文書(反証文書)でもある。当該文書の保存期間は「永年」とされており、公開・非公開の区分は「部分公開」とされている。なお、「部分公開」の理由として、「事務の円滑な実施を困難とする情報」との記載がある。当該文書自体は「部分公開」扱いで問題はないが、大津市教育委員会教育長から審査委員会委員長への回答書(反証)として、同教育委員会事務局にとって都合の悪い固有名詞などを「白抜き」にする、また、同教育委員会事務局に都合の悪い文面などを「黒塗り」にして、公文書の内容を変造するような行為は、明らかに「虚偽公文書作成等」に該当すると思われる。
- 5 審査委員会が、大津市の附属機関であること、また、大津市職員の公正な職務の執行の確保を図るため、公益目的通報の受付、調査や審査を含めて、大津市職員の公正な職務の執行の確保に関して調査審議する機能を持つ機関であることに鑑みれば、大津市教育委員会事務局職員が「白抜き」や「黒塗り」をして、回答書(反証)を提出すること自体、問題であると考える。とりわけ、弁明書に記載の処分理由によると、資料2における「白抜き」の理由については、「外部業者が音声データを基に作成した際、音声が不明瞭等の理由によりこちらが受領した時点で、空白であった。」と記述されている。そのような理由が通用するのだろうか。資料2においては、議事の発言者名が「白抜き」となっている部分もあり、外部業者の音声データや音声が不明瞭等という理由は成立しない。
- 6 また、文書自体が「黒塗り」と主張する資料2の1頁の8行目~15行目、19行目~25行目、3頁の5行目~22行目、4頁の2行目~15行目が、いつ、誰が何の目的で「黒塗り」にされたのか、意味が全く分からない。加えて、「調査に関係のない部分は、黒塗りをして提出しており」との記述があるが、調査に関係があるか否かの判断については、審査委員会が決定をすることであり、大津市教育委員会事務局職員が決めることではない。そして、何より、調査に関

係ない部分であると勝手な判断をして「黒塗り」を行い、「反証の書類」として公文書に位置づけ、審査委員会に提出するという行為は許すことはできない。

- 7 資料3も同様である。「当時の大津市教育委員会事務局の政策監が備忘として作成したメモであり、政策監本人により黒塗りをしたものが公文書として共用された。」との記述があるが、「黒塗り」されたメモのみが公文書に当たるなどの主張は全く意味が分からない。そして、当時の政策監の個人的な備忘メモをもとに、大津市教育委員会事務局にとって都合の悪い部分だけを当時の政策監自らが「黒塗り」をして、「反証の書類」として公文書に位置づけ、審査委員会に提出した行為は明らかに犯罪であると思う。
- 8 審査委員会の調査に対する回答の稟議においては、回答書(反証)の原本を添付して決裁を 受けているはずである。当該文書は永年保存であり、廃棄されているはずがない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 資料2原本は、議事録作成のための補助的な資料であって、議事録作成後、保存期間が経過したため廃棄した。
- 2 ○○年○○月○○日付け○○第○○号発出に係る起案文書に添付されている資料2における 白抜きについては、教育委員会定例会の議事録作成のため、外部業者が音声データを基に作成 した際、音声が不明瞭等の理由によりこちらが受領した時点で空白であった。また、審査委員会 の調査に対して、調査に関係のない部分を黒塗りにして提出しており、起案文書に添付されて いる文書自体が黒塗りされたものであることから、当該部分が黒塗りされていない文書は存在 しない。
- 3 資料3は、当時の教育委員会事務局の政策監が備忘として作成した個人的なメモ(公文書ではないもの)を基に、政策監本人により審査委員会の調査に必要な部分以外を黒塗りにして提出されたものであり、公文書として共有された文書自体が、元々黒塗りしているものであるため、開示することが不可能である。

第6 審査会の判断理由

1 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対して本件保有個人情報が存在しないとして本件処分を行った。 審査請求人は、これを不服として本件保有個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥 当性について検討する。

- 2 本件保有個人情報の存否について
- (1)本件保有個人情報のうち、資料2原本は、○○年○○月に開催された大津市教育委員会定例会の議事録作成のための資料として実施機関が取得したものであり、資料3原本は、審査委員会による調査のために同委員会に対し実施機関が提出した文書の黒塗り前の原本である。
- (2) 実施機関は、資料2原本は、会議の音声データを委託業者が文字に起こしたものであって、 データで納品され、所属の共有ファイルサーバに保存されていたが、紙に出力して簿冊に綴 ることはなく、議事録作成のための補助的な資料として取り扱い、議事録作成後、保存期間経

過により廃棄したと説明する。そこで、当審査会事務局に教育総務課の共有ファイルサーバ を確認させたところ、資料2原本の存在は認められなかった。

大津市教育委員会文書取扱規程において「大津市教育委員会の事務局及びその所管する教育機関における文書の取扱いについては、大津市文書取扱規程(昭和32年訓令第15号)の例による。」こととされている。大津市文書取扱規程によれば、文書の保存期間は、永年、10年、5年、3年及び1年(大津市文書取扱規程第32条第1項)とし、文書保存期間標準表及び文書分類表の定めるところによる(同条第2項)とされている。

実施機関が、資料2原本の保存期間について、文書保存期間標準表の「その他事務事業の執行に関する文書」であって、「事務事業の補助的なもの及び軽易な文書で、1年を超えて保存する必要がないと認められる文書」に該当すると判断したことについては、資料2原本の作成・取得の目的物である教育委員会議事録が永年保存されていることを踏まえると不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、実施機関が審査委員会の調査に対して回答するに当たり、回議書に審査委員会に提出する資料の原本を添付して決裁を受けているはずであると主張するので、当審査会事務局に当該回議書を確認させたところ、資料2原本は添付されていなかった。

(3) 実施機関は、資料3原本は、実施機関の職員が備忘として作成した個人的なメモであり、組織共用されたのは、作成者により一部を黒塗りされたもののみであることから資料3原本は存在しないと説明する。

審査請求人は、資料3原本についても資料2原本と同様に審査委員会の調査に対する回答 に係る回議書に添付して決裁を受けているはずであると主張するので、当審査会事務局に当 該回議書を確認させたところ、資料3原本は添付されていなかった。

(4) 他に資料2原本及び資料3原本の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。

また、審査請求人は、実施機関が審査委員会に黒塗り後の資料を提出したことが不当であることや、その記載内容に虚偽があると主張するが、これらの主張は当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年	月	日	処 理 内 容
令和4年	6月	3 日	諮問書の受理
令和4年	8月	4 日	実施機関からの事情聴取
			審査請求人の意見陳述
			審議
令和4年	9月	6 日	審議

令和4年10月 3日	審議
令和4年12月19日	審議
令和5年 1月24日	審議
令和5年 1月26日	答申